

平成29年第5回(12月)川南町議会定例会会議録(3日目)

平成29年12月13日(火曜日)

本日の会議に付した事件

平成29年12月13日 午前9時00分開会

日程第1 一般質問

発言順序

- | | |
|---------|------------------------------------|
| 1 中村昭人君 | 1 小規模零細事業者のための振興条例制定について |
| | 2 東九州 川南PAに隣接する直売・情報発信施設整備基本計画について |
| 2 三原明美君 | 1 悪臭問題について |
| | 2 公共物の管理責任について |
| | 3 補助事業の確保について |

- | | | |
|-------|---------|--|
| 日程第2 | 議案第 53号 | 川南町条件付採用職員の分限に関する条例を定めるについて |
| 日程第3 | 議案第 54号 | 川南町課設置条例の一部改正について |
| 日程第4 | 議案第 55号 | 川南町個人情報保護条例の一部改正について |
| 日程第5 | 議案第 56号 | 川南町尾鈴地区畜産用水管理事業給水条例の一部改正について |
| 日程第6 | 議案第 57号 | 川南町児童館条例の廃止について |
| 日程第7 | 議案第 58号 | 宮崎県自治会館管理組合の解散について |
| 日程第8 | 議案第 59号 | 宮崎県自治会館管理組合の解散に伴う財産処分について |
| 日程第9 | 議案第 60号 | 宮崎県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び宮崎県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更並びに宮崎県市町村総合事務組合規約の一部改正について |
| 日程第10 | 議案第 61号 | 平成29年度川南町一般会計補正予算(第6号) |
| 日程第11 | 議案第 62号 | 平成29年度川南町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号) |
| 日程第12 | 議案第 63号 | 平成29年度川南町介護保険特別会計補正予算(第2号) |
| 日程第13 | 議案第 64号 | 川南町一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について |
| 日程第14 | 議案第 65号 | 平成29年度川南町一般会計補正予算(第7号) |
| 日程第15 | 議案第 66号 | 平成29年度川南町水道事業会計補正予算(第2号) |

出席議員(13名)

1番 蓑原 敏朗 君	2番 中村 昭人 君
3番 児玉 助壽 君	4番 内藤 逸子 君
5番 税田 榮 君	6番 徳弘 美津子 君
7番 三原 明美 君	8番 河野 浩一 君
9番 安藤 洋之 君	10番 林 光政 君
11番 竹本 修 君	12番 福岡 仲次 君
13番 川上 昇 君	

欠席議員(なし)

事務局出席職員職氏名

事務局長 山口 浩二 君 書記 河野 英樹 君

説明のために出席した者の職氏名

町 長	日 高 昭彦 君	副町長	清 藤 莊八 君
教育長	木 村 誠 君	会計管理者・ 会計課長	日 高 裕嗣 君
総務課長	押 川 義光 君	まちづくり課長	米 田 政彦 君
産業推進課長	山 本 博 君	農地課長	新 倉 好雄 君
建設課長	吉 田 喜久吉 君	環境水道課長	大 山 幸男 君
町民健康課長	橋 口 幹夫 君	教育課長	大 塚 祥一 君
福祉課長	篠 原 浩 君	税務課長	三 角 博志 君
代表監査委員	谷 村 裕二 君		

午前9時00分開議

○議長（川上 昇君） おはようございます。これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元にお配りしてあるとおりであります。

申し上げます。携帯電話は電源を切るか、マナーモードにするよう願います。

日程第1、一般質問を行います。

議長の手元まで一般質問通告書が提出されておりますので、きのうに引き続き、順次発言を許します。

まず、中村昭人君に発言を許します。

○議員（中村 昭人君） 通告に従い、質問をいたします。

まずは、小規模企業・零細事業者のための振興条例制定についてであります。

この件に関しましては、これまでの一般質問でも議論を重ねてきたところですが、改めて条例制定についてお尋ねをいたします。

平成26年に国は小規模企業振興基本法を制定、これまでは中小企業基本法が商工業支援に関する唯一の法律でした。しかも、この法律は昭和38年に制定されたもの、東京オリンピックを翌年に控え、まさに高度経済成長の中での成立でした。その後は、1999年に抜本改正をされております。

また、中小企業とは、サービス業でいうと資本金が5000万円以下、常時雇用する従業員は50人以下であります。常時雇用する従業員が5人以下の小規模企業とは、大きな差があるのです。経済が低迷し、人口減少に歯どめがかからない小さな自治体に集積する小規模事業者には、いわば別世界の法律とさえいえます。こういったことから小規模企業振興基本法は、まさしく画期的な法律の制定だったのであります。この基本法の成立後には、各県レベルで小規模企業振興に関する条例が制定され、商工会・地区市町村でも平成29年度までに311の自治体が条例を制定しております。

では、なぜ条例制定が必要なのか。それは小規模企業振興基本法には、小規模企業者の努力に加え、国、自治体の責務が示されているのです。また、将来に向けて小規模企業の持続的発展を図るためでもあります。

そこで伺います。自治体、小規模企業者、商工会など、それぞれの役割を明確にするために産業振興について、町の姿勢を示すために振興条例が必要ではないでしょうか、伺います。

次に、川南PAに隣接する直売・情報発信施設整備基本計画について伺います。

文教産業常任委員会では行政調査で、南相馬市のサービスエリア・利活用拠点施設セデッテかしまを訪れました。ここには地場産振興会や、そして産業振興課長も視察をされたと思います。ここは平成27年に整備され、売上高8億2000万円を誇る施設になっております。川南でも同様の施設整備構想があり、本年4月に整備計画がつくられ、現在は月に1回ほど、

この計画をたたき台にワーキンググループ会議が行われているようです。

現在の川南PAにはトイレが増設され、ガソリンスタンドも新たに整備されるなど、多くの利用があります。今後、直売所が整備されれば多くの利用が見込まれ、本町の経済の押し上げにも大きく貢献することでしょう。

そこで伺います。これまでの経過や進捗状況、また今後どのように事業を進めていくのか、そして運営管理者となる組織に求めるものは何か。

詳細は質問席から行います。

○町長（日高 昭彦君） おはようございます。ただいまの中村議員の質問にお答えをいたします。

まず、1番目の、小規模零細事業者のための振興条例制定についてということでございます。議員もおっしゃられたとおり、以前からこの質問をいただいておりますし、いろんなところでいろいろ検討をさせていただいております。本当にありがとうございます。

この条例は、理念条例でございます。ですから、非常に大事な部分を扱っているというのは十分理解をさせていただいておりますが、現状のところ、我々としては具体的にいろんな方策をしていく必要があると感じております。

特に、議員も一緒に入っております川南町商店街活性化プロジェクト、そういうもの、また本町がつくっております長期総合計画・実施計画、そういうことで商工会の皆さんと基本的な方向を示しながら、今後の検討をしていく必要があると考えております。

ということで、現在のところ、条例制定についての具体的な検討はしておりませんが、今後こういうプロジェクト等の中で、その後、必要性についていろいろ注視をしていきたいという考えでございます。

次に、PAについてでございますが、4つほどあります。

まず、1番目の、これまでの経過というか、非常にこれまで時間もかかってきました。いろんな思いがあって、ようやくここにこぎ着けたという、私としてはうれしい思いであります。今後のいろんな地域の魅力を発信する施設でありますとともに、やっぱり雇用創出の場であり、経済を動かすエンジンになるかということで考えております。

経過については、2年前の平成27年7月に国土交通省からありました、サービスエリア・パーキングエリアを活用した地域活性化モデル箇所という募集に応募をしたところでございます。

そして昨年、平成28年6月に全国23カ所が、その提案に対して関係機関からの決定がおりたところでございます。

その後、現在は九州地方整備局、NEXCO西日本、それから宮崎県など関係機関と連携をしながら、高速道路用地と町有地の連結の方法、また駐車場の増設、整備する施設の内容について協議を進めてきたところでございます。その協議内容とアンケート調査をもとに現在、

基本計画が今年の4月に策定をしているところでございます。

あと残りの現在の状況、また今後の進め方、運営管理者となる組織に求めるものということに関しては、細かい具体的な話になりますので、担当課長に説明をさせます。

○産業推進課長（山本 博君） 中村議員の御質問にお答えいたします。

平成29年4月、今年度であります、基本計画のほうを策定させていただいております。この基本計画の策定後に施設の整備と運営主体については今現在、話し合いを行っているところであります。このメンバーにつきましては、募集を行いまして、今現在10名のメンバーでワークショップという形で、月1回の割合で協議を行っているところであります。

あわせまして、基本設計の委託業務を発注しまして、ワークショップでの意見を反映させた設計業務を進めているところであります。

続きまして、今後の進め方についてであります。

まず、この施設を整備するに当たりまして、高速道路との連結予定者となる必要があります。この連結申出書はNEXCOを通しまして、日本高速道路保有・債務返済機構、俗に債務機構といっておりますが、この債務機構に書類を提出する必要があります。この債務機構が開催する第三者委員会というものがありますが、この審査機関を経て最終的に決定をされます。

しかし、この債務機構が開催します第三者委員会については、年間に一、二回程度の開催しかないということで、まずはいつ開催されるかわからないといったところがありますので、その開催時期によりましては若干、事業の進捗は遅れる可能性もあるかというふうに見ております。

まず、この連結予定者となった場合には、今後は実施設計、そして施設整備へと進んでいきたいというふうに考えております。

最後に、運営管理者となる組織に求められるものは何かということでございますが、この施設の果たすべき役割としましては、本町の豊かな食材や観光、そしてこの地域の魅力を発信する情報発信施設であるということを求めています。また、雇用創出の場となるということも大変期待をしているところでもあります。

また、長期にわたる施設運営を行っていく必要がありますので、そういった内容を充実させた施設にする必要があるのではないかと考えております。川南町内の事業者や観光協会、現在の施設を運営していく地場産業振興会、そういった組織などが加わった民間団体にといいいますか、別組織で運営していくことが今後は望まれるものというふうに考えております。

以上です。

○議員（中村 昭人君） それではまず、振興条例に関してですが、町長の答弁から考えるに、前回の答弁からすると二、三歩進んだのかなというようなところではあるんですが、現在、活性化プロジェクトの中でもさまざまな議論があり、現在はアンケート調査を行い、ま

ずはデータの集積なり、現状把握をするというような状況であります。

この中で、今後の条例の必要性についてということではありますが、私としてはこのプロジェクト委員会の中で、じゃあ条例が必要なのかどうかという話をするというのがなかなか結びつかない部分があるんですが、確かにその条例制定はなぜ必要かという部分で我々、商工会の業者の立場からいうと、必要ではあるけれども、実際に今必要かと言われると、どういった部分を必要としているのかというような議論というのは、こちらからもちょっと出さないといけないだろうと思います。

ただ、必要であるということは我々事業者、そして商工会の関係者も十分に感じておるところでありますし、これは商工会の連合会、そして中小企業家同友会という団体があるんですが、そこが全国運動として押し進めてきたという経緯の中でもおわかりになるかなあというふうには思います。

そこで質問なんですけど、もしその活性化プロジェクトの中で、もしくはそれ以外にもですけども、これは条例が必要だというようなことに、もし仮定の話になるかもしれませんが、なれば、どういう段階を踏んで、スピード感を持って制定にどんな感じで至るのかという部分をお聞かせ願いたいと思います。どういった仕組みで、行政だけでやるのか、商工会、商工業者も交えるのかというようなところなんですけど。

○産業推進課長（山本 博君） 中村議員の御質問にお答えいたします。

現在、この商店街の活性化プロジェクトという形で今いろいろ協議をさせていただいております。

前に中村議員にも加わっていただいているいろいろ御協力いただいておりますが、この中で今現在、先ほど言いますようにアンケート調査なりをして、町のすべき役割、また商工会に行っていただくこと、また商店街の役割といったものをきちっと整理しながら今行っているところではありますけど、このプロジェクトの中で、この条例につきまして議論といいますか、そういった話が出て明確にしておくことが必要であるのではないかという形になった場合には、皆さんの要はコンセンサスが得られた場合には、やはりそういった条例を検討していく必要があるのではないかというふうに思っております。

その場合は、産業推進課のほうでそういう手立てをして、議案として提出をという流れになるのかなあというふうに考えております。

以上です。

○議員（中村 昭人君） 実は今回、課長のほうには商工会の連合会が参考モデル例として実際、条例とはどういった文言が含まれているのか、どういったものなのかということで一応お渡しをしております。

条例というのは、多分つくろうと思えば簡単に——これちょっと言葉は悪いですけども、簡単にできるんだと思うんです。各自治体がもう制定しているところもあります。ただ、仏

をつくって魂を入れない限りは、それは有効に活用しないわけで、これをつくるのが目的ではないはずなので、課長がおっしゃるように、そこにはしっかりと議論をするというプロセスを踏まえてやっていくべきだろうと、私も考えは同じくしております。

また、そうした場合には、この条例を制定するに当たっては行政、執行部のお力を借りないとこれはもう到底できないので、そこはしっかりと必要性を認めていただいた暁にはお願いをしていきたいなというふうに思っております。この条例を制定するということで、何がどう変わるのかという議論は確かに今後詰めていかなくتهいけないんだというふうに思います。

ここで、条例はどういったものなのかをちょっとお示しをしたいなというふうに思うんですが、主にここに書かれているのは、まず基本計画の策定、そして市町村の責務、ここでいうと川南町行政の責務、そして我々事業者の役割、そして次に商工会、中小企業団体、その他商工会、商工会議所だったり、いろんな団体がありますが、そういった団体の役割、そして市町村民、川南町民の理解と協力というものもこの条例の中には盛り込まれてきます。

そして、このモデルの中には、書いていないんですが、例えば大企業というか、中小企業といわれる大きな企業、川南町にも従業員雇用数を多く抱える事業所があります。今回も企業誘致ということでチキンフーズが進出してきますが、そういった大きな企業の地域に対する役割というものも、やっぱりここで示していく必要があるんじゃないかなというふうに思っております。そして、あとはやはり財政上の措置をこの中でしっかりと盛り込む、そしてこの政策の実施状況の検証なり、公表をするということもあります。

一番大事なのは、この実施の状況を検証するワークショップなり、円卓会議ともいわれるんですが、そういったものを定期的に開いて、じゃあこの政策は有効的に働いたのか、どういったところを見直すべきなのかということ行政や商工会、そして事業者を交えて話をし、次の政策に加えていくというようなこともこの条例の中ではうたっています。まさしく、この条例を制定する必要性はそこにあるのではないかなあというふうに思っております。

そして、その活性化プロジェクトの中でもそうなんですが、やはり条例が必要だなと本当に感じる時があるのは、まちづくりに対して議論を重ねていくときに、じゃあ行政は何をしてくれるのか、というような議論がやっぱりこれは出てくるんです。

この何をしてくれるのかというと、あたかも他人、行政に頼ってばかりというようなことに受け止められるかもしれませんけれども、事業者からそういったまちづくりに関する意見をどんどん出して集約するというようなことは、まとめ切るといのは——事業者は仕事・商売をそれぞれして、やっぱり日々の今のこの状況の中で売り上げを伸ばしていくということを一生懸命やっている中で、まちづくりまでなかなか考え切れないよというようなことが、その中には含まれているんです。

しかし、この条例をうたうことによって、じゃあ事業者もそのまちづくりの役割を何を

すべきかちゅうのは明確にここはなってくるので、やっぱり我々にとってもこの条例をつくっていくということは、1つ大きな責任を果たすべき部分を示すという意味では有効ではないかなというふうに思っております。

一方的なこちら側からの発信になってしまいますが、もう一つ、その条例が必要な部分というのがこの将来的な政策なり、やっぱり商工業支援を担保するという部分が大事な部分で1つあります。

昨日の同僚議員の質問の中にもTMOの話が出てきたかと思います。じゃあTMOというのはどういった経緯でできたかというのは、やはり当時の町の積極的な関与の中で、当時のまちづくり法というか、法律にのっとったものがTMOだったということで、私も当時商工会のワーキングチームにはいたんですが、そういった記憶をしております。

その中で、じゃあ実際に今、TMOがどういった立場にいるのかというのは、なかなかこれはもう抜け落ちているんじゃないかなと正直思うんです。行政の中のTMO、商工会とTMOに対する理解というか、支援というのが。これもやっぱり時の流れによって、当時のそういった思いだったりというものが変わってきているんじゃないかという一つの表れだと思います。

ということは、この条例というものは、やはりこれは川南町の法律というようなことでもありますので、やっぱりそれをつくることによって今こうやって議論をしていく、いろんな創業支援とか今出てきていますけれども、そういったものが将来、首長が代わって「いや、もう商工業支援なんかやらないよ。」という首長がもしかしたら出てくるかもしれません。もし、そうなった場合にも、いや、我々はこういった条例を制定しておりますと。商工会長だって代わります。

その中で、この条例があることによって交通整理、やっぱり戻ることができるということでは非常に大きな役割を果たすんだというふうに私は思っておりますので、この条例制定には多くの議論も必要かと思っておりますので、町行政のそういった姿勢も示してもらいながら我々も商工業者、そして商工会としても、そういった地域で商工業を営む者として役割をしっかりと理解して議論しながら進めていきたいというふうに思っておりますので、ぜひともこの振興条例、これは宮崎県で多分、町村団体ではつくってはいないと思います。しっかり川南町が商工業を支援していくんだという心意気を、この条例制定をもって示していきたいというふうにも思っておりますので、ぜひよろしくお願いいたします。

次の質問に移りたいと思います。

サービスエリアの状況なんですけど、セデッテかしまを視察させていただいて、一番最初にしたのは、やっぱり広いということと屋外にドッグランとか、いろいろなものがあるんですが、そういった地元の方も交流できるという、パーキングを利用した方もゆっくりできるというような非常に印象を持ったところなんですけど。

産業推進課長は行かれたということで当時、見たときの率直な感想なりをちょっといただ

ければというふうに思いますが。

○産業推進課長（山本 博君） 中村議員の御質問にお答えいたします。

確かに今回、本町がこのPAに隣接する町有地の整備ということで、この連結というところで類似しているところの団体、施設というのが、その福島県のセデッテかしましかないといったところで視察に行かせていただきました。

実際に行ってみまして、本当に本町とは規模が全然違うといったところがあります。ただ、中身的には本当にすばらしい施設でありまして、駐車場もかなり広くとられておりました。運営につきましても地元の商工会、漁協、農協、それとあらゆる関係者がこの施設に集まって、株式会社なりをつくって運営しているといったところで、すごくうまく運営されているなというイメージが——というのを感じたところであります。

本町におきましても、規模的には違いますが、ここを参考にして本当にすばらしい施設をつくっていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議員（中村 昭人君） まさしく、おっしゃるとおりの感想を我々も持ったところでありますが、実際に今この整備計画を見る中で駐車場スペースの広さ、コマ数に関してはちょっと足りないというようなこともあるんですが、これは十分に確保できるのでしょうか。

○産業推進課長（山本 博君） 中村議員の御質問にお答えいたします。

この駐車場の件につきましては、NEXCO西日本、国土交通省と今、協議をしている段階でありまして、明確に何台というのがまだ出ていない状況であります。

といいますのは、要はこの施設の中にどれだけ滞在するような施設をつくるのか、例えばレストランとかをつくった場合に長期的な滞在になるのか、それとも軽食コーナーにするのか、テイクアウトを主にするのか、そういうどういった施設にするのかというところで駐車場の面積も確定するといったところで、その施設の内容について検討した結果、最終的に何台必要という結論が出るのだらうというふうに考えております。

以上です。

○議員（中村 昭人君） それでは、今後どういった施設規模になるかによって駐車場の台数確保、コマ数も若干変わってくるというようなことでしょうか。——はい。

次に、このもともとの広さなんですが、先ほどの課長の話の中でも広さということもありましたが、やっぱり最初の設計の部分からそういった十分な広さを確保すべきだというふうには思うんですが、川南町のパーキングエリアの構想の実際のこの示されている部分以外の土地の利用と——ここは道路があるから、またいだりするんだらうと思うんですが、ここの土地の利用というのをやっぱり考えられないものなんでしょうか。やっぱり当初から——後々ふえてきたから、ちょっと広くしようという、なかなか難しいんじゃないかなと思うんですけども、そこらあたりの議論というのはワーキンググループの中でも出ていないん

でしょうか。

○産業推進課長（山本 博君） この土地の件につきましては、増設といったところの話もないこともないんですが、まずは今ある町有地の面積、この土地につきましては約2,200平米ほどあるんですが、この土地を基準に考えております。

ただ、やはり施設の内容については、土地が足りないというような最終的な判断になれば、近隣の土地等の確保といったことも考えられるのではないかというふうに考えています。

以上です。

○議員（中村 昭人君） 考えられるいろんな想定があると思いますので、しっかりワーキンググループの中でそういった議論も重ねていただければなというふうに思います。

この施設ができていろんなお客さんが集まる、そして売り上げも上がるとなれば、川南町の経済を押し上げるのは、これは間違いないと思うんです。ただ、ここだけ経済が動いてもこれはどうしようもないわけで、やはりここに来られた方達をどうこの中心に誘導するのか、どう川南町、そして児湯地域——児湯地域というところとちょっと広いんですけども、川南町にいかに滞在していただけるか、そういった情報発信という機能も十分に果たすべき役割だと思いますが。

そういった部分は例えば、観光協会のブースを設けるとか発信の何か、そういった考えですよね。情報発信の仕方、そういった部分の議論というのは別途ありますでしょうか。

○産業推進課長（山本 博君） 議員が言われますように、このプロジェクトの協議の中ではやはりPAの拠点施設として、この川南町の情報を広くPRすることが大事だということで、要はこの施設を基点として高鍋のインターなり、都農のインターなりで降りてもらって、町の商店街、町の観光地に周遊させるといったことができないかという議論はなされております。まさしく、観光協会もこの施設にできれば入っていただいて、ここを拠点に川南町の情報を発信していきたいというような議論もしております。

また、あわせまして、川南町にとどまらず、西都児湯の情報もこの場で発信できないかというふうにも考えているところであります。

以上です。

○議員（中村 昭人君） この施設の持つポテンシャルを最大限に生かして、さまざまな情報を発信できるような施設にしていだきたいなという願いを、ここですておきたいというふうに思います。

そして、ちょっと組織の話なんですけど、ここのセデッテかしまへ行ったときにお話をいただいたのが、野馬追の里の代表取締役の伊藤社長様、そして店長さんとお話をいろいろさせていただいたんですが、やはり一番、私がお話を聞いて感じたことは、いかに人が大事かということでした。しっかりと企業理念を示して、我々は地域に貢献していくんだというふうなことを明確に示して運営をされております。その企業理念のもとに、この店長さんが

しっかりとノウハウをそこに注ぎ込んで経営をしているというのを見たときに、やっぱり人材の大切さというのを痛感したわけです。

私の最後の質問の中で、この組織に求めるものは何かということは、私が考えるには、そういった企業理念というものをしっかり持って売り上げをいかに上げていくか、そしてその売り上げを上げることが地域に貢献するということでありますので、いかに地域に貢献するかというようなことはやはりこの組織に求められるんだらうというふうに思います。

先ほどの課長の話の中では、いろんな団体からの出資といいますか、そういった中で会社ということをつくって、そこで運営していくというようなことなんだらうと思います。現在いろんなワークショップでもいろいろな議論がされているかと思いますが、やはり、この「人」、誰が社長になるかということをしかりと議論をしていただきたいなというふうに思います。

もうこれは町内の人材が、そういった有能な人材がいるというのが一番いいんでしょうけれども、下手な話、これ全国的にやっぱり公募をして売り上げを上げるような人材を持ってくるというのも、もしかしたら一つのやり方かというふうには思います。やっぱりそういった部分を、垣根を飛び越えたような議論もしっかりとしていただきたいなというふうに思っておりますが、その点に関していかがですか。

○産業推進課長（山本 博君） 中村議員の御質問にお答えいたします。

セデッテかしまへ行ったときに私が感じましたのは、この株式会社の代表が商工会の会長さんだったと思いますが、年齢も80歳を超えた方でありましたが、かなり熱い方であったと感じております。やはり施設を運営するためにはこういった熱い人でリーダーシップを発揮しながら施設を引っ張っていく、そういった人が非常に重要じゃないかというふうには考えております。やはり議員が言われるように、町外からそういった人材を連れてくるというのも一つの手法であるというふうには考えております。

今また現在、ワークショップのほうでメンバー10名ほどで協議をしておりますが、それぞれの関係団体から出てきておりますので、できればこの関係団体から「自分がやってやろう」という方が出てきて、今、参画しているワークショップのメンバーが一緒になって組織を立ち上げていくというのが今のところいいのかなというふうには考えております。

一番は、継続的に施設を運営していかないといけませんので、やはり儲かる施設でないといけないというふうに考えておりますので、そういったノウハウを持っている方というのが絶対に必要であるというふうに考えております。ここを本当に川南町の拠点として、情報を発信する施設として、新たな希望の施設として考えております。

以上です。

○議員（中村 昭人君） ありがとうございます。

以上の主に2点、振興条例とサービスエリア川南PAの活用について質問させていただきま

した。

最後にですが、ここの振興条例に関しては、本当に我々は必要だというふうに痛感しております。今後のまちづくりの中でも、やはり行政が積極的に関与するということを、この条例の中にも過程の中でしっかりと我々事業者、そして商工会もそこに交えて、我々もそこに応えていくんだというようなものをつくり上げていただいて——実際に今、活性化のプロジェクトなり、その政策的にも創業支援というものが出てきていますので、これは条例をつくった後のやるべきことを実はもうやっているんだと思うんです。

議論を重ねていくという過程ではこれはやっているんだと思うんですが、やはりそこにはしっかりしたバックボーン、条例というのが私は必要だというふうに感じておりますので、私も直球勝負で球を投げますので、町長も、よもや打ち返さないだろうというふうには思っておりますので——もしくはバントとかということもやめていただきたい。やっぱりしっかりと受け止めていただきたいなというふうに思って、質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。——何かないですか。

○町長（日高 昭彦君） 最後に機会をいただき、ありがとうございます。

バントも打ち返すのも、やはり打球の行方というのは一緒に見守りながらやっていくべきだと思いますし、これから本当に一番議員が言われたのは、私も思うんですが、トップがかわって全てが変わるという組織をつくっちゃいかんし、我々が目指すところは10年後、20年後の川南町のためだという思いだけは一緒にさせていただきたいと強く思っております。

○議長（川上 昇君） 次に、三原明美君に発言を許します。

○議員（三原 明美君） 通告書に基づいて質問いたします。

10月の下旬、商品やお客様からの預かるものに悪臭がしみ込み、商売に支障が出ているとの相談を受けました。行政に相談しているが、なかなか改善されないとのこと。川南町は、海、山、川の自然に囲まれ、災害も少なく、食に関してもおいしいものが山のようにあり、人も穏やかで住みよい町と私は思っていますし、そう思う住民の方も大勢いると思いますが、その反面、川南町といえば悪臭のする町・川南と呼ばれているのは、川南町に住んでいる人なら恐らく誰でも知っていることではないでしょうか。

川南町は農業、畜産の盛んな町なので、様々なにおいがするのは当然といえば当然なのかもしれませんが、しかし、この悪臭に悩まされている住民が多くいるのも確かです。そもそも悪臭とは「不快感を催すようなにおい、嫌なにおい」と辞書に書いてあります。においを発生させる物質は、40万種類以上もあるそうです。また、悪臭とは、人に不快感を与えるにおいの原因となる悪臭原因物質が大気中に放出されるために発生し、騒音、振動と同様、感覚公害として生活に密着した問題ともいわれます。

今月の12月4日の宮日新聞には、においが片頭痛と関係することもあると書いてありました。農家や企業の中には家畜排せつ物の管理、処理過程で発生する悪臭問題に率先して取り

組まれているところもあると聞いていますが、しかし畜舎やふん尿処理施設が敷地境界線ぎりぎりに配置され、狭い道路や壁を挟んで向かい側に民家が立地しているため、争い事も多いと聞きます。

そこで質問いたします。今の川南町の苦情等の現況はどうなっていますか。

あとは質問席で出します。

○町長（日高 昭彦君） ただいまの三原議員の質問にお答えをいたします。

においについて、やはり不快な思い、嫌な思いというのが悪臭という言葉につながるわけでございます。当然、望んでいる人は誰もいませんし、我々もできることなら、やっぱりそれがいい香りになることを望んでおります。

現状として、今言われたとおり、畜産を含め、川南町が抱える問題の一つであることは事実であります。私の聞く範囲ではありますが、町外の方からは、以前と比べると良くなったという声はあるのは事実です。しかしながら、議員が言われるように、まだまだ住民にとっては、つらい思いをされている方もいると聞いております。

現状といたしまして、今、苦情の状況は、今年に関しましては11月現在で10件、昨年1年間で11件、そして27年度が15件ということでございます。主に、やはり畜舎に関する苦情、その堆肥を畑にまいたものも含めて、基本的に畜産に関するものであると理解をしております。

○議員（三原 明美君） 苦情を言われて来る方は、いつも同じ方なのでしょうか。

○環境水道課長（大山 幸男君） 三原議員の御質疑にお答えいたします。

苦情を言われて来られる方は、やっぱり季節にもよりますけれども、町内各地からということで、同じ方が言われる場合もありますけれども、町内各地からいただいているような形でございます。

以上です。

○議員（三原 明美君） この苦情の内容は、具体的にどういうことですか。

○環境水道課長（大山 幸男君） 三原議員の御質疑にお答えいたします。

苦情の対応ですけれども、電話での苦情が多いわけですが、そのときに状況を伺いまして、早急に現場に向かうようにしております。現場において悪臭の状況を調査し、発生源の確認をします。畜舎からの場合は、産業推進課職員に同行を依頼し、現地調査を行っております。

畜産農家の方も餌に酵素とか乳酸菌、麹菌等を混ぜて与えたり、消臭剤を噴霧するなどの臭気対策に努力はされているということでございます。

畜舎の改修費は、費用もかかることですので、根本的な改善に至っていない畜舎もあるような状況でございます。

畑の施肥による悪臭の場合は、早急に耕運するように依頼をしております。

以上です。

○議員（三原 明美君） この苦情の中で、心身的苦情とかはありますか。

○環境水道課長（大山 幸男君） 詳細に頭痛がするとか、そういうことはちょっと私のほうでは伺っておりません。

以上です。

○議員（三原 明美君） その苦情に対して、さっき対策とか指導とかはされているというのですが、その対策に対しての補助金関係は出ているのでしょうか。

○環境水道課長（大山 幸男君） 対策に対する補助金のほうまでは確認しておりません。

以上です。

○議員（三原 明美君） そのように指導されて、その効果はどのように上がっているとお考えですか。

○環境水道課長（大山 幸男君） 悪臭防止法というのがあるんですけども、悪臭防止法の適用は、規制地域内の工場その他の事業所における事業活動に伴って発生する悪臭でありまして、川南町では規制地域が都市計画用途地域内となっております。

規制地域外の対応といたしましては、川南町公害防止条例により、公害防止のための必要な措置を講ずるように指導をしているようなところでございます。

悪臭防止法につきましても、においの強さをゼロから5までの数値であらわす臭気強度表示表を使用しているわけですが、臭気強度表示表は悪臭防止法において規制基準を定めるための基本的な考え方として用いられておりまして、臭気強度2.5から3.5に対応する物質の臭気指数が敷地境界線の規制基準の範囲として地域の自然的、社会的条件を考慮して定めるというふうになっております。

ちなみに、2というのが何のにおいかわかる弱いにおい、3が楽に感知できるにおい、4が強いにおいということになっておりまして、この2から4の間、2.5から3.5の間で基準を設けるということになっておりまして、必ずしもゼロとかそういうものを求めるものではなく、感覚的なものでございますので、その辺がちょっと対応に苦慮しているようなところでございます。

以上です。

○議員（三原 明美君） 数字を出されて、なかなか難しい、私もなかなか難しいと思うんですが、要するに規制地域の指定はしてあるということでしょうか。

○環境水道課長（大山 幸男君） 規制地域が都市計画内の用途地域を規制しております。A地域とB地域とございまして、住居の用に供する地域と商業の用に供する地域がA地域ということで、こちらのほうが厳しくなっております。B地域というのは、工業の用に供する地域ということになっており、用途地域ですね、川南町都市計画の用途地域内のみ規制地域というふうになっております。

以上です。

○議員（三原 明美君） AとBとあるとおっしゃいますが、Aは商店街関係とか、このまちの近くのことをAと言って、Bはどこになるんですか。

○環境水道課長（大山 幸男君） 用途地域の中に準工業地域というのが川南町にございます。中原付近と上町の2カ所に準工業地域というのがありまして、その地域を指しております。

以上です。

○議員（三原 明美君） 先ほども出ましたが、アンモニアや硫化水素等不快なにおいの原因となり、生活環境を損なうおそれのある物質で、政令で定める特定悪臭物質による規制または気体または水を希釈した場合における、その希釈倍数を基礎として算定される臭気指数の規制がある。先ほど多分課長も言われたと思うんですが、川南町はこのような規制を導入しているんですか。

○環境水道課長（大山 幸男君） 三原議員の御質疑にお答えいたします。

都市計画用途地域内について規制をしております。

以上です。

○議員（三原 明美君） この規制によって、いろいろと問題が出てくると思うんですけど、その規制を超えているその臭気指数を計られているんですか。そういう計る方がいらっしゃるんですか。

○環境水道課長（大山 幸男君） 用途地域内には畜産関係を営んでいる方がいらっしゃらないと思うんですけども、その辺ではちょっと苦情は用途地域内では来ていないので測定はしていないところなんですけれども、実際そういう案件が起こった場合には、専門的な機関に依頼し、調査するようになるかと思います。

以上です。

○議員（三原 明美君） そのにおいがするところには、その臭気指数を調査されたことがあるんですか。

○環境水道課長（大山 幸男君） 三原議員の御質疑にお答えいたします。

用途地域内では、その調査した経緯はないんですけれども、用途地域外の畜産農家につきまして、県の畜産振興課におきまして川南町が希望する養鶏、養豚農家のほうを年に1回計量を行っております。

平成29年は調査済みなんですけれども、まだ結果が届いてないんですけれども、28年度におきましては、アンモニア、硫化水素、メチルメルカプタンについて調査をしているところでございます。

以上です。

○議員（三原 明美君） その調査をされた後に、指導はその農家にされているんですか。

それはまた、どのようにされているのでしょうか。

○産業推進課長（山本 博君） 三原議員の御質問にお答えいたします。

県からの依頼で、産業推進課のほうでも臭気の測定を行っております。その情報をまた環境水道課と情報を共有しているところではありますが、数値の高かったところにつきましては、環境水道課と一緒に行きまして指導をしているところでもあります。

実際、今現在畜産農家さんにおきましては、それぞれの農家さんにおきまして餌に薬を混ぜたりだとか、畜舎環境の整備をしたりだとか、いろんな努力はされているんですが、まだにおいは残っているというのは現状なんです、その高かったところにつきましては、どういった原因で高かったのかといったところをその農家さんと話しながら、例えば臭気を吸うところがどの位置だったのか、そのにおいの出てくるダクトがどちらを向いているのか、浄化槽の位置だとか堆肥舎の位置だとか、そういったものを総合的にその農場を見まして、農家さんといろいろ協議をしながら施設改善に指導といいますか、助言をしているところでもあります。以上です。

○議員（三原 明美君） その指導されているところの件数はどれくらいあるんですか。

○産業推進課長（山本 博君） 三原議員の御質問に再度お答えいたします。

今現在、特に数値の高いところにつきましては1件あります。その農場について、今対応を行っているところでもあります。

以上です。

○議員（三原 明美君） その1件のところに指導されてもうどれくらいになりますか。

○産業推進課長（山本 博君） 三原議員の質問に再度お答えいたします。

そうですね、かなりの年数は経っているかと思いますが、口蹄疫で一旦においがなくなりまして、口蹄疫から復活後に再度再開するときに浄化槽なり堆肥舎なりというものをきちんと整備をしまして再開しました。そのときには、ある程度においは収まっていたんですが、頭数がどんどん増えてくるにつれて、やはりにおいというものも出てきているというのが現状であります。

また、近隣に住居が近いところについては、特にそういった苦情等が発生しているんだろうなというふうに思っておりますが、なかなか一概ににおいというものはとれないというような状況でありまして、今この指導している農家さんにおきましては、根本的にその施設をやりかえようという方向で今検討しているところでもあります。

以上です。

○議長（川上 昇君） しばらく休憩します。10分間休憩します。

午前9時59分休憩

.....

午前10時09分再開

○議長（川上 昇君） 会議を再開します。

休憩前に引き続き、一般質問を続行します。

○議員（三原 明美君） 今、課長がおっしゃいましたが、何年も解決できなかった理由は何ですか。

○産業推進課長（山本 博君） 三原議員の御質問にお答えいたします。

再三、農家さんのほうにお話をさせていただいているところでありますが、農家さんにとってもいろんな薬をやったりだとか、施設の清掃だとか、いろんな取り組みをやっていただいているんですが、まずは、畜舎自体がかなり古いということがありまして、そういった今、流行りのウインドレスではなくて昔の畜舎であるものですから、そういったところのにおいが出てくるといったところもありまして、なかなか一概に解決にはなっていないというのが現状であります。

以上です。

○議員（三原 明美君） 先ほど解決がなかなかできないので、建て替えをするとおっしゃいましたが、これ建て替えをするんですか。それとも他のところに建て替えをするのか、それとも増築されるのか、その建て替えのあれはどんなふうになるんですか。

○産業推進課長（山本 博君） その施設につきましては、今、一旦別な地域に豚舎がありまして、そちらのほうに一旦豚を移動しまして、豚舎を要は空っぽ状態にして、そこの改修を新設ではないんですけど、改修という形で、今考えているようであります。一緒くたんにはできませんので、1カ所、1カ所豚を移動しながら、随時やっていこうというふうには、農家さんのほうで考えているようであります。

以上です。

○議員（三原 明美君） 少しずつやっていくって言われましたけど、それは大体どれくらいの期間かけてやられるつもりですか。

○産業推進課長（山本 博君） その期間についてであります。来年度中とかというような明確な時期はちょっとお伝えできないんですが、近年中としかお答えできないところがあります。かなり施設が大きいものですから、随時やっていくような形になるのではないかなというふうに考えております。

本人も、においについてはどうにかしないといけないというふうに、本当に思っております。いろんな試行錯誤しながらやっているという状況でありますので、本人も本当に相当努力しているというふうには見受けられております。

以上です。

○議員（三原 明美君） 行政の方は、そうやって一生懸命努力されているっていうのを、

そうやってされているのを見てらっしゃるかもしれませんが、周りの住民は、そういうふうには見ていないんです。何にもしてくれないとか、言っても、言っても動いてくれないとか、そういう言葉を聞くんです。どっちが本当なのかよくわかりませんが、においを出されているほうの方も、なかなか心苦しく思っているんじゃないかなと思います。

そこで、近くの住民の方は、そのにおいが激しいために、洗濯物を3日に1度、コインランドリーに行って洗濯されるそうなんです。外には絶対干せない、家の中にもそのにおいが入ってくるということで、こういう住民のための補償金、そういうのは考えはないですか。

○環境水道課長（大山 幸男君） 三原議員の御質疑にお答えいたします。

今のところ、そのような補助金の考えは持ってありません。

以上です。

○議員（三原 明美君） 今年度実施しました、町議と川南町各種女性団体連絡協議会との意見交換のときにも、こんな悪臭のある川南町なら定住しなければよかったという意見が出ていましたが、一方で、畜産業を営む農家や企業にとっても無臭に近づけることはなかなか難しいことです。

そこで、お互いが歩み寄れるような、本町独自の悪臭防止条例を定めてはどうでしょうか。既に同様の法律は制定してありますが、条例の制定によってお互いの意識が高まる効果が見込めるのではないのでしょうか、いかがですか。

○環境水道課長（大山 幸男君） ただいまの三原議員の御質疑にお答えいたします。

その辺のことは勉強不足なものですから、その辺を勉強してまいりたいと思います。

以上です。

○議員（三原 明美君） 定住問題は、とても大事なことだと思います。そうやって「来なければよかった」という声を聞くようなことがないように、やはり住民にもある程度補償を出せるような、そういう条例みたいなものをつくってほしいと思うんですが。

悪臭問題はとても難しいことだと思います。お互いに、生活がかかっていますから。しかし人口減少に立ち向かい、川南町の人口を増加するには、悪臭問題の解決が不可欠です。悪臭問題は、川南にとって緊急に解決しなければならない問題ですし、町長も十分わかっているんじゃないかなと思いますが、その時期に来ていると思います。町長いかがですか。

○町長（日高 昭彦君） 今言われる悪臭問題も含め、やはり問題が起こるということは、そこに向き合う姿勢が必要だと思っています。

○議員（三原 明美君） 住民にとって、よりよい施策をお考えください。

次に行きます。公共物の管理責任について。災害により公共物によって、住民の財産が傷つけられたときの対応はどうされていますか。また、公共物の管理はどのようにされているのでしょうか。お尋ねいたします。

○総務課長（押川 義光君） 三原議員の御質問にお答えいたします。

公共物の管理ということでございます。それぞれの学校関係の施設等については、教育委員会、それから庁舎、それから町有地等の管理につきましては、総務課のほうで担当しております。一部行政財産につきましては、それぞれの所管課で管理するということで対応しているところでございます。

○議員（三原 明美君） その傷つけられたときの対応は、どんなふうにされているんですか。

○総務課長（押川 義光君） 三原議員の御質問に再度お答えいたします。

災害に遭った場合には、全ての川南町の公共施設につきましては、本町が管理をしております総合賠償保険ということに加入しておりますが、これは宮崎県町村会が主催しております。その保険から、いろんな災害が起こった場合には対応するという体制をとっております。

○議員（三原 明美君） 私がこの質問にいたったのは、9月の台風のととき川南小学校の運動場の土手に植えてある木の枝が、道路を挟んだ民家の家の台所の窓ガラスを直撃、このとき見舞金だけで終わらせたことにあります。なぜ賠償せずに見舞金だけだったのか。いや、見舞金も出ないところだったですよ。もし台所に人がいてけがをしたとしたら、どうされたのですか。この方はしばらくの間、台所に立つことが怖かったそうです。いかがでしょうか。

○総務課長（押川 義光君） 三原議員の御質問にお答えします。

実際、私も本人様にお会いして、いろいろお話を伺ったところではございます。ただ、町として、これ対応も、話を聞いたときに、町村総合賠償保険、町村会のほうに連絡をとりまして、こういう状況が発生したと、それで保険からの支払いはできないかという相談をいたしました。その結果、台風等予期せぬ事態等につきましては、やはり保険からの支払いはできない、よっぽどその管理に瑕疵があった場合、施設管理を怠っていたというような場合に対しては、損害賠償対象にはなるけれども、瑕疵はないと判断されるということから、保険からの賠償はできない。したがって、通常の損害賠償請求事件にはならないという判断がございました。

よって、我々としては、非常に苦渋の選択でございました。もちろん学校関係の周辺の方々というのは、日頃からいろんな面でお世話になっておりますので、最終的に、本来であれば支出ができないところではございましたけれども、お見舞いという形で対応したという状況でございます。

以上でございます。

○議員（三原 明美君） 民法第717条では、台風では不可抗力ということで、損害賠償請求権は発生しないと確かにあります。しかし、民法第717条第1項には、工作物、例えば家の一部、庭先の物とかの保存や設置の仕方に欠陥があったせいで他人に損害が発生した場合、所有者はその損害を賠償しなければならないとあります。

この木は、不用品と聞きましたが、12月の初めに切られましたよね。不用品ならなぜあんなに大きくなるまで、ほったらかしにされたのでしょうか。このことは、民法第717条第1項にあてはまりませんか。公共物の管理責任を問われませんか。安全にあるべきものが、安全を備えていなかった場合には、損害賠償ができるということではありませんか。いかがでしょうか。

○総務課長（押川 義光君） 私も現地に行きまして、その樹木を見て、そして状況を把握した次第であります。ただ、通常状況の中で、あの木自体が瑕疵に該当する、管理責任を怠っていると状況にはない。そして、通常状況で、枝等が伸びた場合には、やはりきちんと剪定したりして、道路にも面しておりますけれども、影響を与えないような管理はされていたというふうには判断いたしました。

ただ、根本から切ったことにつきましては、やはり周辺に、今後台風等で災害は起こると非常に問題があるということで、最終的に伐採したという状況でございます。

○議員（三原 明美君） 町民の財産を傷つけておいて、法律で決まっているからと知らないふりとは、たまったものではありません。もしこれが台風ではなく普通の災害だったとしたら、どのように対処されたのですか。

○総務課長（押川 義光君） 普通の災害というのが、なかなか私ども想定できないんですけども、普通の災害っていうのはどういう部分を指すのかと。我々が通常の普通の災害と考える場合は、大雨と予期せぬ大雨、予期せぬちょっとした突風、その程度と考えますが、その程度であれば、樹木からの枝の倒伏なり折れるという状況は考えられないというふうには考えておりますが。

○議員（三原 明美君） 普通の災害とは台風以外の災害のことです。今の天候は想定外というか、すごい激しい雨、台風も負けないぐらいの雨、風がふきますが、そのときと台風という名前がついただけで、このように対処の仕方が保険の出方が違うんでしょうか。台風に対応できる保険はなかったのですか。

○総務課長（押川 義光君） 一般的には、そういう保険というのは存在しないというふうに考えております。

通常の社会の中では、個人が管理をするものについても、台風等の災害については補償対象ではないということがございます。我々が調査している中では、そういう台風でも出るといのは、今のところ存在しないというふうに思っております。

○議員（三原 明美君） 今の時代、想定外の災害や台風はくる可能性も大いにあります。そんなとぎのために、町民の財産を守るために、基金の設立などの考えはございませんか。

○総務課長（押川 義光君） 今回の非常に、我々も議員がおっしゃるとおり、非常に歯がゆい思いはしたことは事実であります。ただ、それに対して、我々貴重な税金を預かる身としましては、対応できないものについてはできないというふうな見解をしたわけでございま

すが、それではということで、最大限お見舞いという形でまいりました。

今後につきまして、やはりそういうときのためにということで、それに備えることは大事だと。そういうことが起こらないように予防することが一番大事なのかもしれませんが、起こったときにどうするかという問題につきましては、やはり今後検討していくべきことではあると考えております。

即答で、私がそれに対して互助的なということまでは、ちょっと私の立場では踏み込みできませんので、今後どうしていくかというのは、検討の余地はあると考えております。

○議員（三原 明美君） 町長、自分の家の庭木が隣のガラスを割って、台風の場合は損害賠償はしなくていいんですよ、法律で決まっていますので、といって済ますことができますか。ぜひとも基金の設立をお考えください。次にいきます。

○議長（川上 昇君） どうぞ、続けてください。

○議員（三原 明美君） 補助事業の確保について。さまざまな補助金があると聞くが、必要な補助金はどのように確保するために動かれていますか。

○町長（日高 昭彦君） 御指摘のとおり、補助金というのは多岐にわたっておりますし、我々自治体の中で、特に地方は、自分とこの自主財源では賄えません。それは税の仕組み上そうっておりますので、そういうときに交付金であるとかいうこともございますが、補助事業というのを対応させていただいております。それに対しては、全職員、いろんな角度の補助金がありますので、常にアンテナを高くして業務に当たっておるところでございます。

○議員（三原 明美君） 各課に補助金確保の担当職員がいるんですか。

○総務課長（押川 義光君） 三原議員の御質問にお答えいたします。

それぞれ各課に、補助担当という職員はございません。ただ自分に課せられた業務の中で住民ニーズに応えるために大きな事業を行う、その場合にその担当者がいろんな補助事業がないかというのを、国、県あるいはインターネット等で調べて、そして検討するということは行っております。

○議員（三原 明美君） 補助金をそうやって見つけられて、補助金の申請をして、どのくらいの確立で確保できていますか。

○総務課長（押川 義光君） 三原議員の御質問にお答えいたします。

補助金を見つけて、そこに申請を出しても、国、県も当然予算がございます。その範囲の中で採択できるかどうかというのは、いろんなやり取りをしながら進めるという状況でございます。

ただ、補助金の性格で、例えばですけれども、今年度全般に補助金を見つけたと、じゃあこれに申請してというときには、なかなか即断即決はできない。といいますのが、やはり数年かけて補助事業に取り組むという体制で臨むところが多うございます。それによって、国、県も予算立てをするということをしておりますので、じゃあ、例えば8月に補助金を見つけ

たと、9月に申請できるかというのと、そうはいかないと。そして例え申請したところで、交付決定をいただけるかというのは、これは未知数でございますので、そこは担当とのやり取りを十分やった上で、時を待つというか、そういう場合も多々ございます。

以上でございます。

○議員（三原 明美君） それでは、それぞれの団体、町民に合う補助金を見つけるために、常に情報収集はしていच्छいますか。

○総務課長（押川 義光君） 三原議員の御質問にお答えします。

絶えず職員はいろんなところに、先ほど町長の答弁にもありましたとおりアンテナを張りながらいろんな町民の方々とコミュニケーションを図っている、それは仕事以外のところでも、そういう立場で職員は望んでいるというふうに判断しております。よって、町民の方からいろんな、こういうことはできかねというときに、即調べて回答するというような方向で、皆さん取り組んでいる状況でございます。

○議員（三原 明美君） 例えば、農業に関してはいろいろな補助金があるようですが、しかしほとんどが大型農業関係のような気がします。小規模農家のような末端にも使えるような補助金の確保はされていますか。

また、商工会が立ち上げました、高い評価を得ている医商連携のトロンパレットですが、今商工会で経営していますが、なかなか経済的に厳しいことから、行政のほうに補助金をお願いをしたと聞いています。このような補助金の確保はどのように動かれていますか。

○産業推進課長（山本 博君） 三原議員の御質問にお答えいたします。

農家さんの補助金の周知につきましては、まずいろんな部会に職員が行きます。そのときに、この部会に該当する補助金、国、県、町も含めて、こういった補助金がありますというのを、その都度、周知をしているところであります。

大きな法人なり農家さんにつきましては、ダイレクトで国などから行ったりする補助もありますので、大きな企業につきましては、ある程度十分に情報が行っているのではないかとこのように考えています。

また、トロンパレットの件についてであります、この件につきましては、当初から商工会からの要望がありまして、運営資金について補助をしてくださいということで要望がきておりますけども、初年度から、本町としましては予算計上をしておりません。

それは、最初の協議の段階で、やはりトロンパレット自体が利益を出して運営するという意識がないと補助を出しても補助が消えたときに、また同じようなことになりますという議論をその協議の中でしたところであります。しかしながら、この施設は重要な施設でありますので、今後、施設を運営していくための検討はしていくべきであろうというふうに思っております。

以上です。

○議員（三原 明美君） ぜひともその農家関係とか商工関係、小さなところにも補助金が行き届くように頑張ってもらいたいと思っています。

ところで、私が聞いたところによりますと、補助金を確保するために、文章の一つの書き方次第では、補助金確保の確立が上がると思いました。そこで補助金申請のスペシャリストを育てることはどうでしょうか。

○総務課長（押川 義光君） 先ほども申しましたとおり、スペシャリストという形が、それを特化した一人がそれに精通するというのを、本当にいいのかどうかというのを私は疑問だと考えております。

それぞれの職員が、いつもアンテナを高く、住民にいかに少ない経費でいろんな事業を行っていただくかというのを絶えず念頭におきながら、いろんな角度から見ていくという体制をつくるというのが、一番大事なことだろうと思いますし、またそれぞれのその課の中で、上司もおるわけですので、いろんな角度からやはりそこでアドバイスすると、そういう形をとるとというのが一番大事なことじゃないかなというふうにも思っております。

ひいてはそのほか、役場全体の中でいろいろ今横の連携とりながら、我々も予算査定のときに、こんな補助事業はないのかといういろんな議論をします。そういうコミュニケーションを全庁的にやること、それから県、国とそういうコミュニケーションとることが、絶対大事なことじゃないかなというふうに思っております。ですから、スペシャリストを1人養成するという形じゃなくて、そういう形で臨みたいと考えております。

○議員（三原 明美君） 私は誰も1人とは言っておりません。スペシャリストを育ててはどうかと言っただけですが、補助金があるのに補助金がとれない、職員が幾ら動いても何もしないと思います。スペシャリストが1人、先ほど言ったように1人なら2人いて、その方が補助金をとってくるほうが、よほどこの川南町の行政にはいいんじゃないですか。

それに、コミュニケーションをとるというのは、そのスペシャリストの方たちは、コミュニケーションがとれないということでもないと思います。スペシャリストがどれくらいのことができるかは私もよくわかりませんが、そういうのを考えてみられても、私はいいと思うのですがどうでしょうか。

○総務課長（押川 義光君） 三原議員の御質問に再度お答えいたします。

行政の仕事というのは、1つの部署で当然ございません。ありとあらゆる部署があり、ありとあらゆる補助金があるということから、先ほどのような形がいいんじゃないかという話をしたところでございます。

よって、最近では国の事業であればコンサルというのも結構入ってきております。そういうものの活用というのは当然あり得るのかもしれませんが、全てをそれっていうのも、またおかしくなるのかなと考えております。要は質を高めるということに尽きるんじゃないかなというふうに思っておりますし、補助金もこれをもらったからよかったねで終わらない補助金と

いうのも多々ございます。

そういうことから、十分その補助の内容を吟味した上で、町民に対して本当に長期的にプラスになるというのを、やはり見つけていくというのが大事なことだろうと考えております。

○議員（三原 明美君） 今課長が言われたのはそのとおりだと思います。大事なことだと思います。その補助金をとってくるために、いかにどうやってとってくるかなんです。それを職員がとれないなら、そういう職員を育て上げようという、私はそういう質問をしているんですが。

町長、最後に言いますけど、スペシャリストを育てるとともに、川南町の発展のためにも、川南町民のためにも、補助金確保のために、もっと国へ出向き奮闘していただきたいと思っているのは、私一人だけではないと思います。町長いかがでしょうか。

○町長（日高 昭彦君） まさにそのとおりだと思います。町民のために川南町のために東京に出向いて、県に出向いてそうやっているつもりでありますので、より一層の努力をここで答弁いたします。

○議員（三原 明美君） 楽しみにしております。以上で私の質問を終わります。

○議長（川上 昇君） 日程第2、議案第53号川南町条件付き採用職員の分限に関する条例を定めるについてを議題とします。

質疑はありませんか。

○議員（内藤 逸子君） 現在のこの条例に適用される職員はどのくらいおられるのかお尋ねします。

○総務課長（押川 義光君） 現在、条件付き採用をしている職員につきましては、1名でございます。

○議員（内藤 逸子君） 定員職員については、分限というのはあると思うんですけど、1名のためにつくるということになるんですね。

○総務課長（押川 義光君） 内藤議員の御質問にお答えいたします。

そのためにということではございません。今回の条例の提案と申しますのは、今後当然今までもでしたけれども、条件付き採用職員の身分について、分限に関する条例が不備であったということから、今後も採用して通常であれば6カ月間の条件付き採用期間がございます。それを見越して、その期間の、例えばいろんな災害等が起こった場合に、条件付き採用職員も一般職員と同じように、条件付き採用職員も一般職員と同じように現場に出向いていろんなことをやったりするところがございます。そういうときに、万が一、災害に遭った場合に、身分が不安定な状況になったりすると、そういうことをあらかじめ予防するために、今回提案するものでございますので、議員のおっしゃるような状況ではない。今後を見据えた条例制定、提案であるということを御理解いただきたいというふうに思っております。

○議員（内藤 逸子君） わかりました。

○議長（川上 昇君） いいですか。ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川上 昇君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案を慎重に審議するため、所管の常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川上 昇君） 異議なしと認めます。したがって、議案第53号は、総務厚生常任委員会に付託します。

日程第3、議案第54号川南町課設置条例の一部改正についてを議題とします。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川上 昇君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案を慎重に審議するため、所管の常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川上 昇君） 異議なしと認めます。したがって、議案第54号は、総務厚生常任委員会に付託します。

日程第4、議案第55号川南町個人情報保護条例の一部改正についてを議題とします。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川上 昇君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案を慎重に審議するため、所管の常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川上 昇君） 異議なしと認めます。したがって、議案第55号は、総務厚生常任委員会に付託します。

日程第5、議案第56号川南町尾鈴地区畜産用水管理事業給水条例の一部改正についてを議題とします。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川上 昇君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案を慎重に審議するため、所管の常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川上 昇君） 異議なしと認めます。したがって、議案第56号は、文教産業常任委員会に付託します。

日程第6、議案第57号川南町児童館条例の廃止についてを議題とします。

質疑はありませんか。

○議員（内藤 逸子君） この児童館条例を廃止することによって、地域住民との話し合いは行われたのか、児童館の役割が終わったとってなくすのか伺います。

○福祉課長（篠原 浩君） 内藤議員の御質疑にお答えしたいと思います。

地域住民との説明は行われたのかという御質疑でございますが、この児童館を廃止することに伴いましての後の利用につきましては、現在、子ども会、それから長寿会、それから漁協、そちらの関係団体と協議をしているところでございます。

この児童館につきましては、今まで3歳以上の保育を必要とする方の保育所的機能を持った児童館として現在まできておりますが、一般質問等でも説明しましたように、児童数が現在11名の状況でございます。近年この10名を切るような状況もありまして、平成29年度をもって、この児童館としては機能を廃止するという形になります。それ以降の部分については、町のほうの考えとしましては、地区の集会施設、コミュニティ施設としての利用を地区で検討していただけないかということで、今協議している段階でございます。

以上でございます。

○議員（内藤 逸子君） この通浜の児童館の役割は終えたということで、この条例をなくすと言われておりますが、川南町内に児童館は、これでもうゼロとなると思うんです。新たな児童館を子育て支援として造る考えはあるのかどうか伺います。

○福祉課長（篠原 浩君） 内藤議員の御質疑にお答えしたいと思います。

児童館として新しく川南町に再度設置するかという御質問でございますが、その部分につきましては、現在のところそういう考えはございません。

放課後児童クラブ等で、現在、各学校等を利用して、放課後児童クラブ等を利用させていただいております。以前は、児童館の中でも放課後児童クラブを一時期実施していた時期がございましたが、津波等の協議とかそういう部分もございまして、現在は通山のほうに上げていく状況でございますので、児童館としての今後の設置は考えていないところでございます。

以上でございます。

○議長（川上 昇君） ほかに質疑はありませんか。

○議員（児玉 助壽君） この条例の中身は……。

○議長（川上 昇君） マイク近づけてください。

○議員（児玉 助壽君） 所管のなんじゃからあんまりしないけど、今この人口減少に伴い、少子化がすごく進んでかい、担い手確保に影響が出るから、人口対策、今年度の重要政策と掲げておるわけですが、児童館を廃止するちゅうこっちゃけど、児童館は児童福祉法で18歳以下の児童が使用ですか——、児童福祉法第40条で、児童更生施設が児童の遊園、児童館等、児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、また情操を豊かにすることを目的とする施設とすると言うとるけど、今これを見ると、福祉課長が言うたようなのはいかんと思うけど、この児童館条例の第20条には——、この地区の者ばかりの物じゃないようだが。町民の福祉を増進するための施設のようだが、この地区なんと休業すること自体がいかげんもんじゃろうかいと思うけど。

それはさておき、今言うた人口対策で担い手の確保が厳しくなっているから、この人口対策を町の重要施策に掲げとるわけだけど、御存じのとおり、漁業も農業もじゃけど、町政方針で、第1次産業化、農業、漁業の産業振興のためにと言うとるけど。振興するためには、担い手が必要になってくるけど、今の現状をみると、年々御存じのとおり後継者が減少しとるわけじゃかいよ。

児童館の役割は大きいと思うとよね、保育事業は止めたとしてもよ。そういう担い手が少なくなれば、もう川南町の漁業の衰退は見えとるけど、だからそういうのを防ぐために、都農町は児童館を廃止せんで、まだ活用しようとしたのは、都農町長はそういう考えがあってじゃと思うちゃけど、考えてみると都農町は漁獲量も川南町の5分の1か4分の1しかねえして、組合員も半分以下しかおらんと、そういうところそういうことをしよっと、何で川南町は児童館廃止して、漁業後継者の担い手を育てる児童館を廃止するって、人口対策っての、それいまいちわからんちゃわ、町長。

町長は温故知新とか言いよったけど、その温故知新ということは辞書で調べると「昔のことを研究して、それによって現代のことを解釈、理解すること」となるとるけど、そして今の浜の産業形態及び歴史を見ると、今まで、児童館は多くの漁業後継者を保育してきたとよね。それをなくすということは、もう保育事業には、子どもが少なくなったかいなんじゃけん、ほんで18歳以下の子どもは、俺、正確には出しとらんけども100名近くいると思うとよね。そういうちゃんとした施策をつくれば、ここを利用する者がいると思うけれども、そういう施策もつくらんで廃止するという、町の人口対策というんですか。子育て支援と、どうですか。いまいちわからんじゃけど、町長、温故知新とはどういう意味ですか。

○議長（川上 昇君） 議案質疑です。議案に直接関係ある質疑をお願いします。（「温故知新というのとやったらよね——。」と言う者あり）

○議員（児玉 助壽君） 児童館を廃止するとんよ。この人口対策と合うとやろかと思うと

よね。政策と矛盾してると思ったけん町長、そこはどうも思わんですか。

○町長（日高 昭彦君） 人口対策については、当然大事な問題でありますので、当然それは事業として産業、いろんなことの中で取り組んでいくところでございます。

○議員（児玉 助壽君） だから今の、これを廃止した後の漁業後継者を確保するために、これを廃止するのが良いか悪いのか、そういうと、今先に言うた温故知新の何でもですね、廃止していいかなとは思っちゃけど、その保育事業はもう入館する人がおらんかい、そうしてもええけど、児童館には入館しとらんで、やっぱり、めぐみとか番野地保育所に行つとる子でもですよ。あそこの入っていて漁業している、子どもがおっとですよ、児童館には行かんでん。そうした場合に、後でどういう使い方するか知らんけど、やっぱしそういう人の漁業者、浜より上、その人達が子どもを連れてきて、遊ばせるという考えがあるならいいっちゃけどよ、恐らく、福祉課長の話じゃ、地域の公民館みたいなという考えのようですよけど、そんなんで、この子どもはそれで一緒に遊ぶかといったら、そういうなんにはならんと思うけど、恐らく、福祉課の考えとしては、これはもう高齢者かなんかに使わせると思っちゃけど、今後、高齢者の健康教室。やっぱこれ児童館の目的が今言うた40条、法律の、それで建ててあるのだから、やっぱり目的に応じて使っていかなよ。意味がねえと思うとですよ、町長。じゃねえと、今のままじゃ漁業は衰退しますよ、ここ、こげなことに使用する、廃止したりなどしよっと。何年かして、今の子どもをこの児童館で、担い手を確保するために施策をつくって、それでだめならもう廃止もええけどんですよ、まだ何にも施策を講じとらんじゃないですか。そういう施策をつくって、利用して、だめなときに廃止したらええけど、保育事業を廃止したかい、児童館の今の目的を廃止するというのは、いかがなもんじゃかなと思うたけど、町長、そこはどう思いますか。

○町長（日高 昭彦君） 議員の言われることが、まだ私のほうが逆に理解できませんが、まず、後継者の確保は大事であるというのは、事業の中で、これからの中で申し述べさせていただいたところでございます。この児童館に関しては、廃止という条例を提案させていただいたところでございます。

○議長（川上 昇君） しばらく休憩します。10分間休憩します。

午前10時58分休憩

.....

午前11時08分再開

○議長（川上 昇君） 会議を再開します。

休憩前に引き続き、会議を続行します。

○議員（児玉 助壽君） 町長の話を知りつつも、人口対策、ありとあらゆる手段を使っ

て人口対策とか言いよったけど、何か町の政策をみると、ありとあらゆる手段を使うて人口を減少させよると思うけど、都農町は、児童館の午後を利用させよるとはですよ、廃止せんで。一番は、地域が衰退するのを防ぐためじゃと思うけど、あそこは何じゃそうですよ、地区ばかりの子だけじゃなくて、どこそこから遊びに来ようになっているそうです。地区以外の者もたくさん来るそうです。正田議員（注：都農町議会議員）に聞いたら。だから、その地区のばかりじゃねえして、地区外の者も一緒に遊ぶような使い方をするとならないけど、交流することで地区が衰退しないと思うけど、都農町長と川南町長の何かな、政策の違いをみると、俺はおかしいと思うがね、町長ね。どうかこの川南町がやっとなる人口対策をみると、人口を減らすような対策になっているようで、問題ないですか、町長。

○町長（日高 昭彦君） いろいろな御心配をさせていただいてありがとうございます。しっかりと職員一丸となって取り組みたいと思っております。

○議長（川上 昇君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川上 昇君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案を慎重に審議するため、所管の常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川上 昇君） 異議なしと認めます。したがって、議案第57号は総務厚生常任委員会に付託します。

日程第7、議案第58号宮崎県自治会館管理組合の解散について、日程第8、議案第59号宮崎県自治会館管理組合の解散に伴う財産処分について、日程第9、議案第60号宮崎県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び宮崎県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更並びに宮崎県市町村総合事務組合規約の一部改正について、以上3議案を一括議題とします。

これから、本3議案について質疑を行います。質疑はありませんか。

○議員（内藤 逸子君） この議案58号は、事務の効率化及び費用の縮減を図るために行うと説明されていますが、このことで川南町が支出する費用の縮減はあるのですか。

○総務課長（押川 義光君） 内藤議員の御質疑にお答えいたします。

現在、直接的に川南町がこの自治会館に対して費用負担するということはありません。ただ、その管理につきましては、今の自治会館の家賃収入で賄っておりますが、大きい意味では、町村会が関与しているいろんなことをやっているということから、そこで家賃収入の浮いた分については、今後、総合事務組合なりで運用はできるということでは、大きい意味では、やはりそういうことにつながっていくという判断をしているところでございます。

○議長（川上 昇君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川上 昇君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案を慎重に審議するため、所管の常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川上 昇君） 異議なしと認めます。したがって、議案第58号、議案第59号、議案第60号は総務厚生常任委員会に付託します。

日程第10、議案第61号平成29年度川南町一般会計補正予算（第6号）を議題とします。

質疑はありませんか。

○議員（内藤 逸子君） 何ページやったかな、すいません。平成29年度川南町一般会計補正予算について質問します。（発言する者あり）え、違うの、勘違いしました、すいません。

（「59号じゃないの。」と言う者あり）

○議長（川上 昇君） 今61号ですよ。一般会計補正予算。

○議員（内藤 逸子君） いいんですね。すいません。13ページの歳出で、総務費の委託料なんですけど、情報化の推進、効率的な行政情報システム、勤退管理システム導入委託料、これはどういうものか伺います。

それと、すいません、17ページ、保健衛生費、負担金補助及び交付金というところの合併浄化槽設置、ちょっとすいません、字が余り見えなくて。補助金について195万8000円組まれています、15基していて5基分を追加すると説明がありましたが、これは希望者が多いために補正されたのかどうか。

それから、19ページの6款農林水産業費の6目畜産業費の中の負担金補助及び交付金について、畜産酪農収益力強化総合対策基金事業補助金1901万5000円ですかね、これは何軒なのかということ。

それと、7款商工費、2目の商工業振興費4064万1000円ですかね、これはどこなのか伺います。

○総務課長（押川 義光君） 2款1項——13ページの勤怠管理システム導入委託料について答弁いたします。

これにつきましては、現在、出勤した段階で印鑑を押印して、職員の出勤を確認しておりますが、当然、国、県の今の動向を見ますと、出勤・退勤の管理から時間外の管理を厳格にやりなさいという指導が来ております。そういうことから、今後、職員の出勤、それから退庁、その管理をパソコン上で行うと。来たら、今それぞれにパソコンがありますので、立ち上げて出勤を押すという管理にしていきたいと考えております。それからもちろん、退庁す

る場合もそれを立ち上げて退庁ということで行って、あわせて時間外の管理も、今まではペーパーで行ってございましたけれども、これを全てこのシステムの中で管理をしていくということで省力化が図られるということから、これを導入していくということで提案した次第でございます。

以上です。

○環境水道課長（大山 幸男君） 内藤議員の御質疑にお答えいたします。

4款1項6目の19節負担金補助及び交付金なんですけれども、当初15基で5基追加ということで、4軒ほど15基埋まった後に相談をいただいているところでございます。

以上です。

○産業推進課長（山本 博君） 内藤議員の御質疑にお答えいたします。

6款1項6目畜産業費の畜産酪農収益力強化対策基金事業の1901万5000円につきましては、対象農家は1軒の養豚農家になります。

続きまして、7款1項2目の商工業振興費報償費の4064万1000円の企業の先につきましては、宮崎県農協果汁と宮崎森林発電所、株式会社MTC、これは俵橋のほうにありますが、以上の3件になります。

以上です。

○議長（川上 昇君） いいですか。（「はい。」という者あり）ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川上 昇君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案を慎重に審議するため、所管の常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川上 昇君） 異議なしと認めます。したがって、議案第61号は各所管事項別に、それぞれの常任委員会に付託します。

日程第11、議案第62号平成29年度川南町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川上 昇君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案を慎重に審議するため、所管の常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川上 昇君） 異議なしと認めます。したがって、議案第62号は総務厚生常任委員会に付託します。

日程第12、議案第63号平成29年度川南町介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川上 昇君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案を慎重に審議するため、所管の常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川上 昇君） 異議なしと認めます。したがって、議案第63号は総務厚生常任委員会に付託します。

日程第13、議案第64号川南町一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について、日程第14、議案第65号平成29年度川南町一般会計補正予算（第7号）、日程第15、議案第66号平成29年度川南町水道事業会計補正予算（第2号）、以上3件を一括議題とします。

これから、本3議案について質疑を行います。質疑はありませんか。

○議員（内藤 逸子君） これ、人事院勧告によるものと思われませんが、労働組合との協議はもうすんでいるんですかね。

○総務課長（押川 義光君） 内藤議員の御質疑にお答えいたします。

労働組合とは、交渉によりまして協議済みでございます。

○議長（川上 昇君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川上 昇君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案を慎重に審議するため、所管の常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川上 昇君） 異議なしと認めます。したがって、議案第64号、65号は総務厚生常任委員会に、議案第66号は文教産業常任委員会に付託します。

以上で、本日の日程は全部終了しました。本日はこれで散会します。皆さん、お疲れさまでした。

なお、引き続き、ただいま付託されました議案について、各常任委員会ごとの審査をお願い

いします。

午前11時22分散会
